

第8号

横浜市報調達公告版

発行所

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業） 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 6
- △ 同 6
- △ 同 7
- △ 同 7

【水道局】

- △ 一般競争入札の施行
（道路掘削跡路面復旧工事(その1) ほか104件) 8

調 達 公 告

横浜市調達公告第64号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
平成20年2月19日

横浜市長 中 田 宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名称
横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業
- (2) 事業内容
落札者により特別目的会社を設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「PFI法」という。）によるPFI方式により、横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園の設計、建設、庁舎施設維持管理、公会堂運営、食堂運営及び売店運営業務を行う。
。なお、公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の設置、管理及び解体、及び必要となる周辺の道路の改良についても事業の対象とする。（詳細は、入札説明書等による。）。
- (3) 事業期間
契約締結日から平成38年3月31日まで（詳細は、入札説明書等による。）
- (4) 予定価格
10,436,267,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (5) 事業場所
瀬谷区二ツ橋町190番地1外（詳細は、入札説明書等による。）
- (6) 入札方法
価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う（詳細は、入札説明書等による。）。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 入札参加者の構成等
ア 本事業の入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は、本施設の設計業務にあたる者、建設業務にあたる者、工事監理業務にあたる者、維持管理業務にあたる者、公会堂運営業務にあたる者及び食堂の運営にあたる者を含む複数の企業等により構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。
イ 入札参加グループの場合、特別目的会社に出資を予定している者を「構成員」、特別目的会社に出資を予定していない者で、特別目的会社から直接、業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、入札参加資格の申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。
ウ 入札参加グループの場合、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。
エ 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社並びにその企業の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）は、他の入札参加グループの構成員及び協力会社になることはできない。
- (2) 入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社の入札参加要件
入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社は、次の入札参加資格要件を満たすこと。
ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有する者であること。なお、横浜市の入札参加資格を有しない企業が構成員又は協力会社として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請、もしくは「工事」又は「物品・委託等関係」又は「設計・測量等関係」の特定調達契約に係る入札参加資格申請に基づき申請を行うこと。
イ 「横浜市一般入札参加停止及び指名停止等措置要綱」（以下、「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般入札参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。ただし、指名停止期間が1か月以内のものである場合は、この限りでない。
ウ 横浜市が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社又は同社の子会社もしくは親会社である者、並びにパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所以外の者であること。
エ 審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社である者以外の者であること。
- (3) 各業務にあたる者の資格要件
入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、公会堂運営の各業務及び食堂の運営にあたる者は、それぞれ次の資格要件を満たすこと。
各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。ただし、建設業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。子会社と親会社の関係にある者同士が建設業務と工事監理業務にあたることも認めない。
ア 設計業務にあたる者
(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成10年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
(ロ) 横浜市における一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。
(ハ) 平成8年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請受付日までの間に終了した設計業務で、以下

の実績を有する者。

- a 延べ床面積9,000㎡以上の庁舎又は事務所・店舗の新築工事の実施設計の元請の実績
- b ホール、劇場、講堂又は体育館の新築工事の実施設計の元請の実績
- c 都市公園の実施設計の元請の実績

ただし、a、b、cについて、設計業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

イ 建設業務にあたる者

(7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。ただし、建設業務にあたる者が複数である場合には、そのうち1者が満たせばよいものとする。

(イ) 横浜市の平成19・20年度一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「建築」に登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、建設業務にあたる者が複数である場合には、このうち1者が満たせばよいものとする。

(ウ) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査に係る総合評定通知書（本件の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における建築一式の総合評定値が1,100点以上の者であること。ただし、建設業務にあたる者が複数である場合には、そのうちの1者が上述の総合評定値を満たせばよいものとする。

(エ) 平成8年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請受付日までの間に完成した工事で、以下の実績を有する者。

- a 延べ床面積9,000㎡以上の庁舎又は事務所・店舗の新築工事の施工の元請の実績
- b ホール、劇場、講堂又は体育館の新築工事の施工の元請の実績
- c 都市公園工事の施工の元請の実績

ただし、a、b、cについて、建設業務にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

ウ 工事監理業務にあたる者

前記「ア 設計業務にあたる者」に求める要件と同等のものとする。

エ 維持管理業務にあたる者

(7) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において委託関係の営業種目で登録を認められている者。ただし、維持管理にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(イ) 維持管理業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。

(ウ) 平成8年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請受付日までの間に終了した維持管理業務で、以下の実績を有する者。

- a 庁舎又は事務所・店舗の維持管理業務の1年以上の実績
- b ホール、劇場、講堂又は体育館の維持管理業務の1年以上の実績

ただし、a、bについては、維持管理にあたる者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

オ 公会堂運営業務にあたる者

ホール、劇場、講堂又は体育館の維持管理業務又は運営業務の1年以上の実績

カ 食堂の運営にあたる者

平成8年4月1日以降に庁舎又は事務所・店舗内等でのレストラン・食堂等の運営について1年以上の実績を有していること。

キ その他

公会堂代替施設及び熱源等仮設設備の管理は、維持管理業務にあたる者又は公会堂運営業務にあたる者のいずれか、もしくは両者の共同で実施すること。

(4) その他詳細は、入札説明書等による。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者（前項に定める登録のない者で、入札説明書等に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加の手続を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書等に掲げる書類を第2号に示す受付日に必着するよう第3号に掲げる部課に必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

(2) 受付日

平成20年7月8日（午前9時から午後5時まで）

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市民生活力推進区政支援部地域施設課（横浜関内ビル4階）

電話 045(671)2090

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認審査結果の通知後、入札参加資格確認審査結果通知書を受けた入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

ただし、入札参加グループの代表企業以外の構成員又は協力会社が資格要件を満たさなくなった場合の取扱いは、入札説明書による。

(2) 入札説明書等に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、第3項第3号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで

- 閲覧に供する。
- 6 入札説明書等の交付
- (1) 交付期間
平成20年2月19日から平成20年7月8日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）
 - (2) 交付時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (3) 交付場所
第3項第3号に掲げる部課
 - (4) 交付方法
入札説明書等は無償で交付する。なお、入札説明書等は横浜市ホームページ上にも掲載する。
- 7 入札の日時及び場所等
- (1) 日時
平成20年7月15日（午前9時から正午まで）
 - (2) 場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市役所会議室（横浜関内ビル5階会議室）
電話 045(671)4097
なお、郵送による入札については、下記あて平成20年7月15日正午までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市市民活力推進局区政支援部地域施設課（横浜関内ビル4階）
- 8 開札の日時及び場所等
- (1) 日時
平成20年7月15日午後3時
 - (2) 場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市役所会議室（横浜関内ビル5階会議室）
電話 045(671)4097
- 9 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札者決定を取り消すものとする。
- (1) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
 - (2) 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
 - (4) 郵送により入札書の提出を行う場合に、入札説明書等に定める方法によらない入札
 - (5) 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札
 - (6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
 - (7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
 - (8) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- 10 落札者の決定
- (1) 最優秀提案者の選定
最優秀提案者は、学識経験者等で構成する横浜市PFI事業審査委員会において、第1項第4号に定める予定価格の制限の範囲内において落札者決定基準に基づき入札説明書に定める提出書類の審査を行い、総合評価により選定する。なお、落札者決定基準は横浜市ホームページ上に掲載する。
 - (2) 落札者の決定
横浜市は、横浜市PFI事業審査委員会の審査結果をもとに、最優秀提案者を落札者として決定する。
なお、本事業は、公民協働事業応募促進報奨金交付の対象事業に指定されており、審査において次点、次次点となった者は、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に定める報奨金交付の申請ができる。
落札者決定日までの間、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合、横浜市は当該入札参加企業、入札参加グループを落札者決定のための審査対象から除外する。
ただし、入札参加グループの代表企業以外の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合の取扱いは、入札説明書による。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
免除する。
ただし、落札者が設立する特別目的会社は、設計、建設、解体及び撤去及び工事監理の履行を確保するため、特別目的会社又は設計業務にあたる者、建設業務にあたる者及び工事監理業務にあたる者をして、設計・建設の対価（ただし、これに対する消費税及び地方消費税相当額を含み、支払利息に相当する金額は除く）の10パーセントに相当する金額について、該当する各業務の開始までに横浜市又は特別目的会社を被保険者とする履行保証保険の契約を締結させ、履行保証保険証券を第3項第3号に掲げる部課に提出すること。
特別目的会社を被保険者とする履行保証契約を締結する場合は、特別目的会社の費用において、違約金債権を被担保債権とする質権を横浜市のために設定すること。
- 12 契約金の支払方法
- (1) 前金払
行わない。

-
- (2) 契約金の支払方法
事業契約書に基づき支払う。
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 契約の条件
本件事業の契約締結については、PFI法第9条の規定により市議会の議決に付さなければならない。
また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、特別目的会社を公会堂の指定管理者として指定することについて、別途市議会の議決に付さなければならない。
落札者決定日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、落札者、落札者の構成員又は協力会社が入札参加資格要件を欠くに至った場合、横浜市は落札者と基本協定を締結せず、又は落札者の設立した特別目的会社と事業契約を締結しない。
ただし、落札者の代表企業以外の構成員又は協力会社が競争参加資格を欠くに至った場合の取扱いは、入札説明書による。
- (4) 詳細は、入札説明書等による。
- 14 Summary
- (1) Subject matter of the contract:
PFI-based design, construction and maintenance of the Building for Yokohama Seya Word office and Futatsubashi Park
- (2) Date of tender:
12:00 noon, 15 July, 2008
- (3) Contact point for the notice:
Regional Facilities Division, Ward Support Department, Civic Engagement Promotion Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL 045 (671)2090